

中小企業の働き方改革を考える

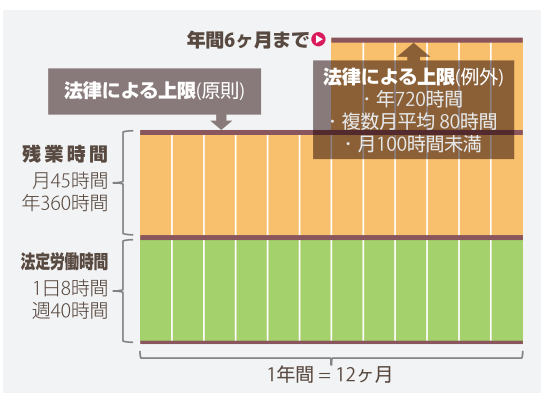
2020年4月 中小企業も働き方改革のスタートはすぐそこに!
今回は、この近年目まぐるしく変わりゆくこの働き方改革の内容をまとめてみました。

4月からは中小企業でも 時間外労働の上限規制がスタート

いよいよ、本年4月から中小企業でも働き方改革関連法「時間外労働の上限規制」が施行されます。(大企業は2019年4月に施行済)

時間外労働については、原則月45時間・年間360時間の上限規制が設けられます。特例として労使が合意した場合であっても、年間720時間、複数月平均80時間以内(休日を含む)、月100時間以内(休日を含む)の範囲内で労働させなければなりません。また月45時間を超過できるのは、年6ヶ月までと定められており、これを超えないようしっかり管理していく必要があります。(図)

図：時間外労働の上限規制【改正後】



仮に前記の定めに抵触した場合、企業には「6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金」が科せられることになっています。

また、2019年4月から施行されている下記の各変更点についても重要なポイントとなりますので、ここで、もう一度おさらいしておきましょう。

- ① 有休5日間消化義務**
年10日以上の有休が付与された労働者に対して、付与された日から1年以内に最低5日以上の有休を取得させなければならない。違反時は刑事罰の対象となり一人あたり30万円以下の罰金が課せられる。
- ② 勤務間インターバル制度の普及推進**
前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保することを企業の努力義務とする。
- ③ フレックスタイム制の清算期間延長**
従来、最大で1ヶ月までとされていた清算期間が、法改正により最大で3ヶ月までを、清算期間とすることが認められるように。

次の大波は2023年? 来る変化にあらかじめ備える

次に中小企業に大きな影響を与えると予想されている法施行は、2023年4月に控える「時間外労働の割増率引上げ」です。

ひと月あたり60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率は、中小企業では「2割5分以上」と定められています。しかし、この割増賃金率は2023年4月より「5割以上」と大企業並みに引き上げられることになっています。

本施行により、毎月残業の多い社員を抱える中小企業の場合、人員を新たに雇用して業務を分散した方が、全体の人件費が安くなるケースが想定されます。このように、企業のビジネスプランに与えるインパクトは非常に大きなものがあります。

「割増賃金率引き上げの施行」まで、あとわずか3年。将来を見通して、今から対策を検討しても良いタイミングと言えます。

働き方改革が特に中小企業に与える影響について、上記内容はいかがだったでしょうか?

変わりゆく変化に、中小企業としてもしっかりと対策を考え、準備をしていかなければなりません。

クロノス株式会社では、そんなお客さまのお役に立ちたいと考えております。製品についてのご質問、導入に関してのご相談は、お近くの営業所までお問い合わせください。

クロノスフォーラム開催のお知らせ <https://xronos-event.com/>



販売パートナーさま、ユースウェアショップさまを対象に、今年も全国15か所で開催いたします。是非ご参加くださいますようよろしくお願いいたします。エントリーは上記URLからお願いします。

サポート担当者向けセミナー (10:30~11:30) 労働基準法の改正でお客様から特に要望される機能や、導入指導時に案内するとお客様より高評価いただけるクロノスPerformance/クロッシオンの設定方法など。

社長セッション (13:00~13:30) 今後の勤怠市場の動向を調査資料を基に解説いたします。また、クロッシオンのAPI連携の進捗をご説明いたします。

社労士セッション (13:30~15:00) 社労士の先生をお招きし、間近に迫った中小企業の労基法改正施行や、賃金等請求権の消滅時効延長について詳しく講演いたします。

営業セッション (15:15~16:15) クロノスPerformanceの労働基準法対応機能のうち使用頻度が高い、時間外労働の上限規制、有給休暇5日取得義務、クロッシオンの便利なアラート通知機能をご説明します。

意見交流会 (16:15~16:45) 弊社開発責任者、サポートセンター責任者、社長が参加し、ご販売店ならびにユースウェアショップの皆さまからの貴重なご意見を拝聴いたします。(東京・名古屋・大阪・福岡のみ開催)

* 内容は予告無く変更となる場合がございますので、ご了承ください。* 詳細は当社WEBサイトにてご確認ください。

クロノスフォーラム 2020 開催日時

会場	開催日	会場	開催日
名古屋 <small>済</small>	1月15日(水)	福岡	2月19日(水)
静岡 <small>済</small>	1月16日(木)	沖縄	2月21日(金)
大宮	1月21日(火)	仙台	3月5日(木)
東京	1月23日(木)	盛岡	3月6日(金)
広島	1月29日(水)	新潟	3月10日(火)
大阪	2月6日(木)	金沢	3月13日(金)
岡山	2月7日(金)	札幌	3月19日(木)
鹿児島	2月14日(金)		

当日のお申し込みも承ります。お問い合わせください

人の働くところに、いつでも。就業管理はクロノス